平成２２年（フ）第１８６号
盛岡市三本柳22－５－４　インプレス２号室、住民票上の住所秋田市寺内字三千刈308番地４
破産者　米澤　博彦
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９７号
秋田市飯島松根東町６番８号
破産者　佐藤マリ子
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６５号
秋田市八橋大畑２丁目６番22号
破産者　竹本　茂明
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６号
秋田県山本郡八峰町八森字岩館62番地１
破産者　須藤剛太郎
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第６７号
山形県長井市平山1078番地の３
破産者　赤間　　純
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２６号
千葉県東金市日吉台５丁目９番地８
破産者　堀口　　發
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２９号
千葉県銚子市和田町７番地の10
破産者　関根　信作
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２７号
千葉県山武郡大網白里町清名幸谷24番地１
破産者　杉山　拓郎
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２９８４号
横浜市磯子区坂下町10番18号
破産者　志村美奈子
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５５号
神奈川県高座郡寒川町倉見2314番地５　湘南サニーライフＡ202
破産者　増川香代子
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７４７号
横浜市金沢区洲崎町２番15号　ブルーグレース八景302
破産者　佐藤　　司
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５号
石川県加賀市大聖寺上福田町ト32番地１
破産者　稲津　勝基
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第９２号
岐阜県大垣市林町７丁目508番地２　メゾンＶ203号、住民票上の住所兵庫県神戸市垂水区塩屋町３丁目12番44号
破産者　松村　敬次
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
静岡県浜松市中区海老塚２丁目３番８号　ラルシェ壱番館102号、前住所静岡県浜松市中区海老塚１丁目２番12号　オーパススリー305号
破産者　田﨑アツ子
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１６２３号
滋賀県近江八幡市北之庄町1178番地２、前住所京都市左京区吉田河原町14番地　エル・パークスクエア京都鴨川203号
破産者　道城デイビッド真人
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２６号
京都府福知山市字前田1705番地の２
破産者　前田　咲代
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
香川県高松市西宝町３丁目１番17号、開始決定時の住所香川県高松市常磐町２丁目５番地30
破産者　石川　郁子
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１１７号
香川県高松市太田下町2757番地３
破産者　幸田寿美栄
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４１４号
愛媛県松山市古川北２丁目19番32号
破産者　吉田　裕吾
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部